

## (2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

## (3) 予測及び評価

ア 工事用車両の走行に係る影響

### (ア) 予測

#### a 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に係る交通安全及び交通流への影響とした。

#### b 予測地域・予測地点

##### (a) 交通安全への影響

工事用車両の走行に係る交通安全への影響の予測対象道路は、図 9.10.1-10 に示すとおりである。

##### (b) 交通流への影響

工事用車両の走行に係る交通流への影響の予測地点は、図 9.10.1-10 に示すとおり、交差点 A（南幸町二丁目交差点）、交差点 B（柳町交差点）、交差点 C（(仮称)西口さくら緑地前交差点）、交差点 D（シンフォニーホール前交差点）の 4 交差点とした。

#### c 予測時期

予測時期は、工事期間中で小型車と大型車の合計（小型車換算台数）が最大となり、影響が大きくなる時期の工事開始後 64～66 ヶ月目とした。影響が大きくなる時期の設定根拠は、資料編（資料 1 - 2、資 - 5 ページ参照）に示す。

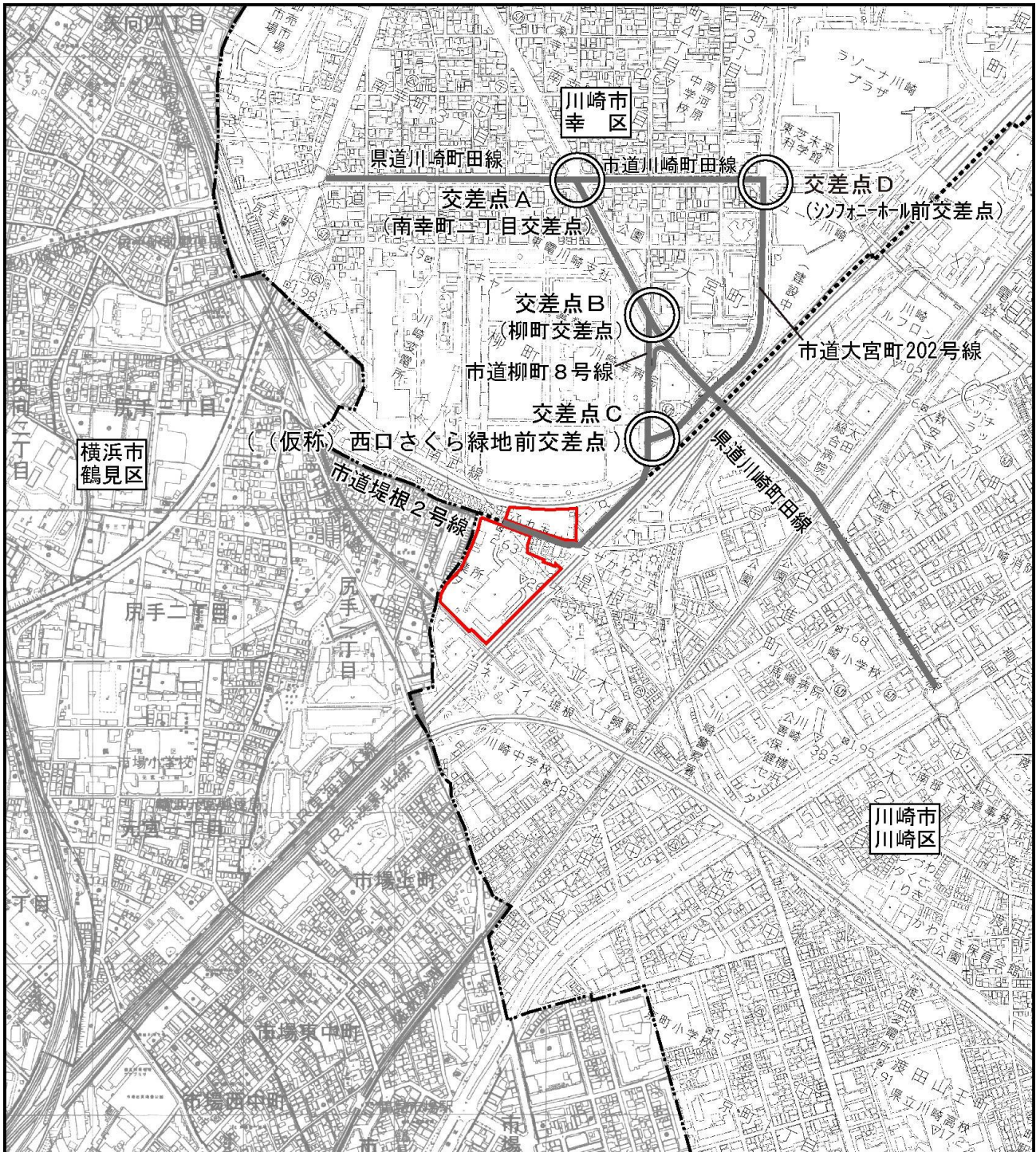
#### d 予測方法

##### (a) 交通安全への影響

工事用車両の走行に係る交通安全への影響は、予測対象道路の交通安全施設等の状況を考慮して予測した。

##### (b) 交通流への影響

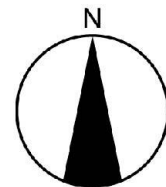
交差点需要率及び車線別の交通混雑度は、「平面交差の計画と設計 基礎編」（平成 30 年 11 月 （一社）交通工学研究会）に示される方法により予測した。



凡例

- 計画地
- · — · 市境
- 区境
- — — 予測対象道路
- 交通流の予測地点

この地図は、「川崎市1:10,000地形図(川崎区図)」(川崎市)、「横浜市行政区図(鶴見区図)」(横浜市)を使用したものである。



1 : 10, 000



図9.10.1-10 交通安全及び交通流への影響の予測地点図

e 予測条件

(a) 予測時間帯

予測時間帯については、交差点における総流入交通量（小型車換算台数）に基づき、以下に示すとおり、工事用車両が走行する時間帯（7時～19時）のうち、将来予測交通量（将来一般交通量と工事用車両の合計台数）が最大となる時間帯とした。なお、詳細な内容は、資料編（資料 11-3、資-206 ページ参照）に示す。

- ・ 交差点 A（南幸町二丁目交差点） : 8時～9時
- ・ 交差点 B（柳町交差点） : 8時～9時
- ・ 交差点 C（(仮称)西口さくら緑地前交差点） : 17時～18時
- ・ 交差点 D（シンフォニーホール前交差点） : 16時～17時

(b) 交通条件等

予測に用いる交通条件等は、以下に示すとおりである。

なお、詳細な内容は資料編（資料 11-3、資-206 ページ参照）に示す。

① 将来一般交通量

将来一般交通量は、現地調査結果と同様とし、表 9.10.1-5 に示すとおりとした。

なお、将来一般交通量の設定にあたっては、「第7章 周辺地域の概況及び環境の特性」（118 ページ参照）に示したとおり、計画地周辺の主要な道路における過去 10 年間の交通量が概ね同程度となっていることから、将来の伸び率は 1 とし、現況交通量を用いることとした。

表9.10.1-5 予測地点の将来一般交通量（交差点総流入交通量）

単位：台/時

予測地点 (交差点名)	予測時間帯	小型車	大型車	合計
交差点A (南幸町二丁目交差点)	8時～9時	2,164	561	2,725
交差点B (柳町交差点)	8時～9時	2,052	420	2,472
交差点C (（仮称）西口さくら緑地前 交差点)	17時～18時	444	15	459
交差点D (シンフォニーホール前交 差点)	16時～17時	1,008	168	1,176

② 工事用車両台数

工事用車両台数は、表9.10.1-6に示すとおりとした。

なお、工事用車両台数の方向別割合は資料編（資料11-2、資-196ページ参照）に示す。

表9.10.1-6 予測地点の工事用車両台数（交差点総流入交通量）

単位：台/時

予測地点 (交差点名)	予測時間帯	小型車	大型車	合計
交差点A (南幸町二丁目交差点)	8時～9時	0	24	24
交差点B (柳町交差点)	8時～9時	0	43	43
交差点C (（仮称）西口さくら緑地前 交差点)	17時～18時	0	47	47
交差点D (シンフォニーホール前交 差点)	16時～17時	0	5	5



③ 将来予測交通量

将来予測交通量は、①将来一般交通量に②工事用車両台数を加えた台数(①+②)とし、表 9.10.1-7 に示すとおりとした。

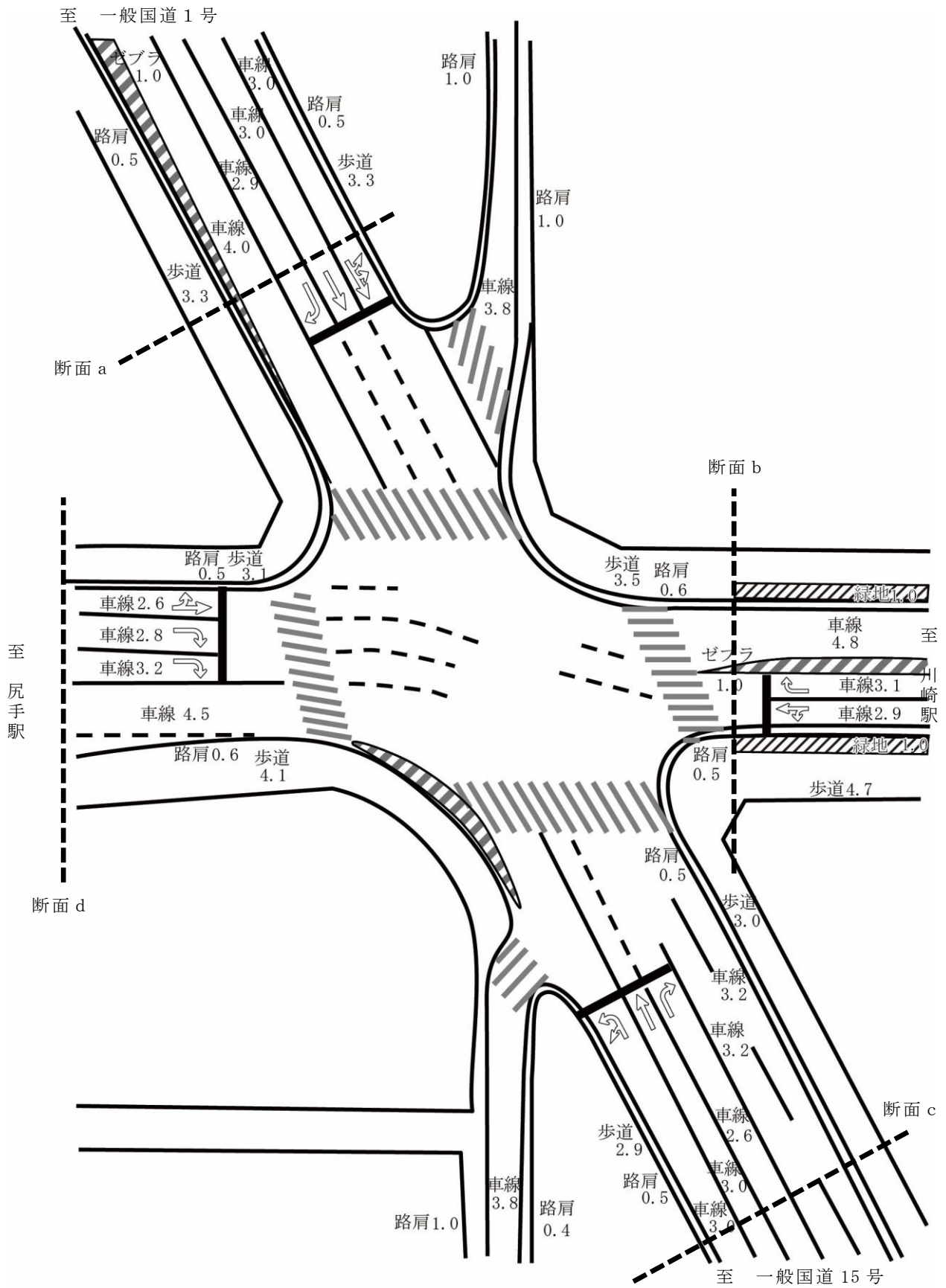
表9.10.1-7 予測地点の将来予測交通量(交差点総流入交通量)

単位：台/時

予測地点 (交差点名)	予測時間帯	小型車	大型車	合計
交差点A (南幸町二丁目交差点)	8時～9時	2,164	585	2,749
交差点B (柳町交差点)	8時～9時	2,052	463	2,515
交差点C (((仮称)西口さくら緑地前 交差点)	17時～18時	444	62	506
交差点D (シンフォニーホール前交 差点)	16時～17時	1,008	173	1,181

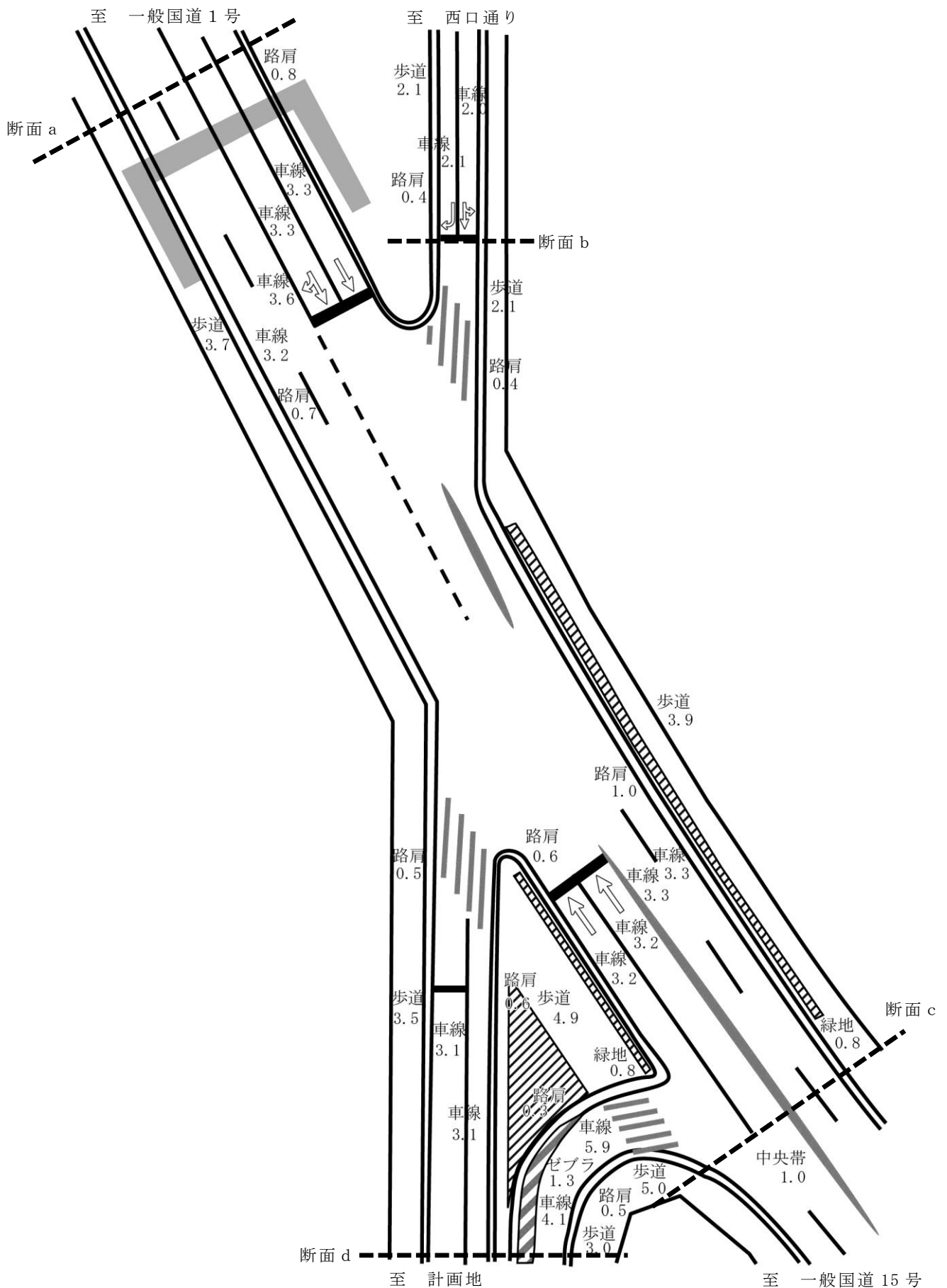
(c) 交差点の状況

交差点需要率を求める交差点の状況は、図 9.10.1-11(1)～(4)に示すとおりである。



[単位：m]

図9.10.1-11(1) 交差点の状況 (交差点A：南幸町二丁目交差点)



[単位：m]

図9.10.1-11(2) 交差点の状況（交差点B：柳町交差点）

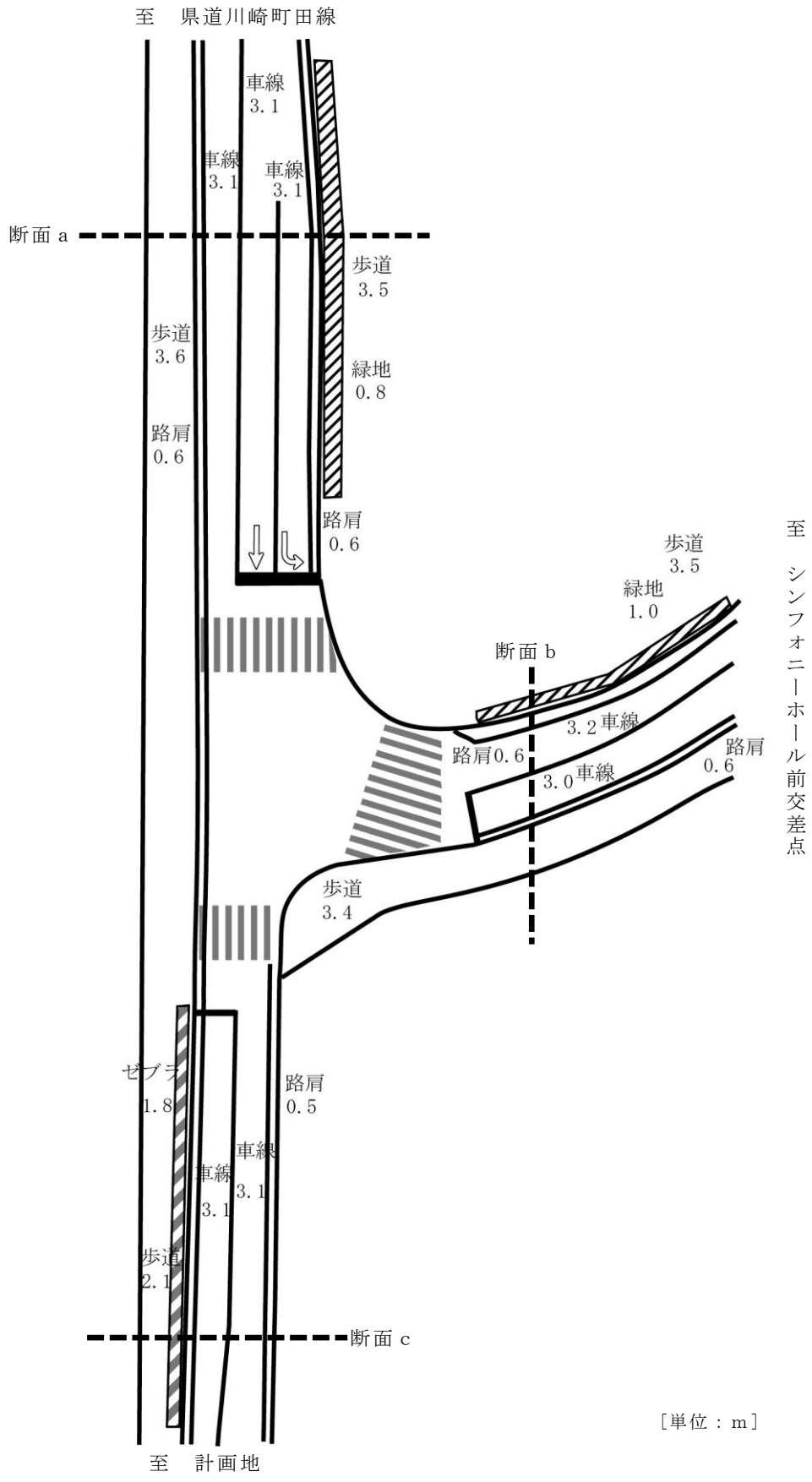


図9.10.1-11(3) 交差点の状況（交差点C：（仮称）西口さくら緑地前交差点）



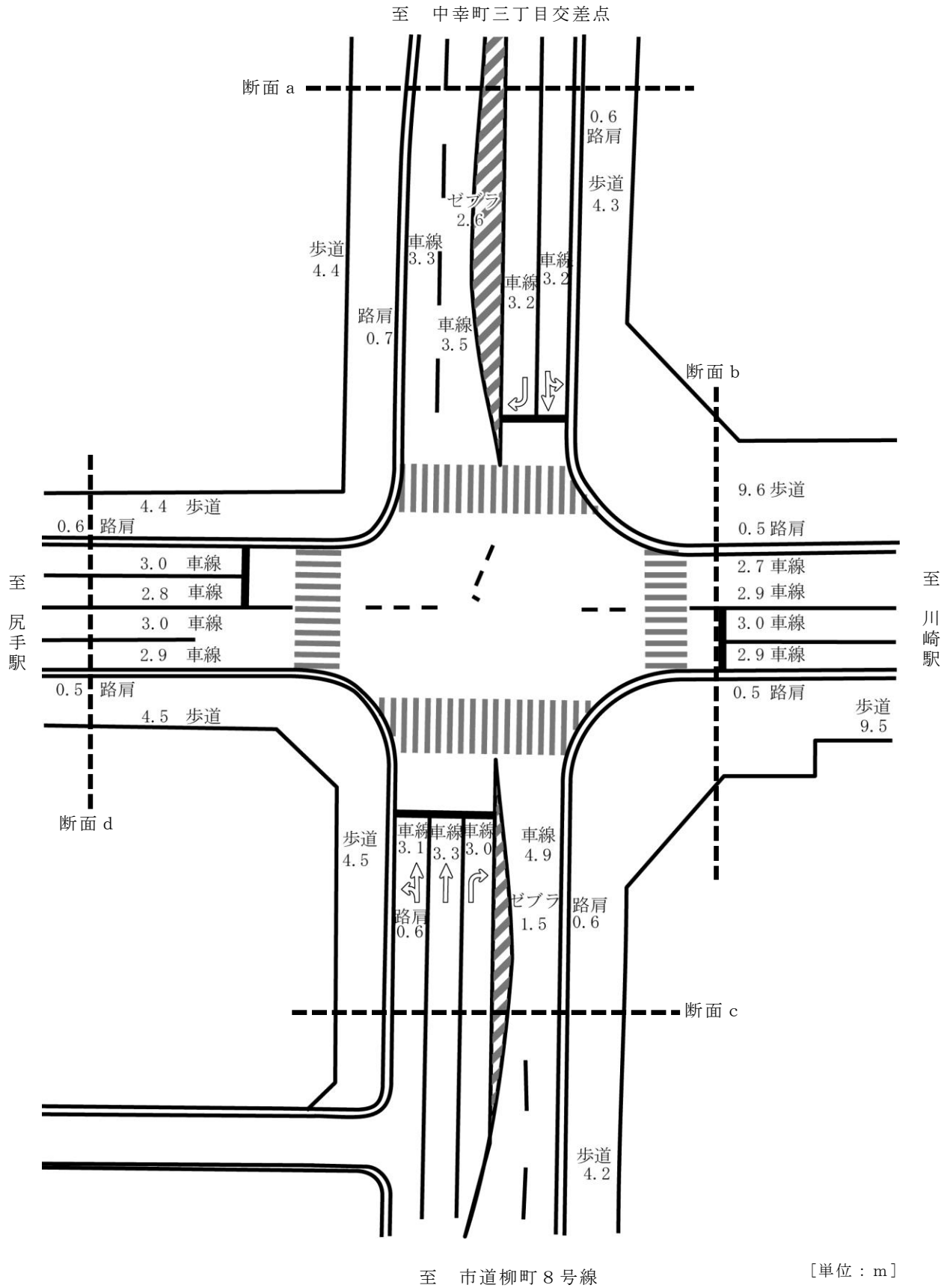


図9.10.1-11(4) 交差点の状況（交差点D：シンフォニーホール前交差点）

f 予測結果

(a) 工事用車両の走行に係る交通安全への影響

工事用車両の主要な走行ルートについては、川崎小学校区、南河原小学校区、幸町小学校区のほか、川崎中学校区、南河原中学校区に位置しており、一部が川崎小学校、南河原小学校及び幸町小学校の指定通学路となっている。

また、工事用車両の主要な走行ルートについては、概ねマウントアップ、ガードポール等により歩車分離がなされており、横断歩道設置箇所には信号機が設置されている。

さらに、工事用車両の主要な走行ルートでは、交差点等において自動車による事故が発生している。

以上のことから、工事用車両の主要な走行ルートにおいて歩行者に対する安全への配慮が必要になるものと予測する。

(b) 工事用車両の走行に係る交通流への影響

① 交差点需要率

工事用車両の走行に係る交差点需要率の予測結果は、表 9.10.1-8 に示すとおりである。

工事中の将来予測交通量による交差点需要率は、0.179～0.629 であり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率を下回るものと予測する。

なお、詳細な内容は資料編（資料 11-3、資-206 ページ参照）に示す。

表9.10.1-8 工事用車両の走行に係る交差点需要率の予測結果

予測地点 (交差点名)	予測 時間帯	交差点需要率			
		将来一般 交通量	将来予測 交通量	増加量	交通処理が可能とさ れる交差点需要率
		①	②	③=②-①	
交差点A (南幸町二丁目交差点)	8時～9時	0.620	0.629	0.009	0.872
交差点B (柳町交差点)	8時～9時	0.417	0.423	0.006	0.929
交差点C (（仮称）西口さくら緑地 前交差点)	17時～18時	0.158	0.179	0.021	0.568
交差点D (シンフォニーホール前 交差点)	16時～17時	0.249	0.251	0.002	0.567

注) 交通処理が可能とされる交差点需要率は、歩行者専用の青信号時間等の損失時間を考慮した値を設定した。

② 車線別の混雑度

工所用車両の走行に係る交差点車線別の混雑度の予測結果は、表 9.10.1-9 に示すとおりである。

工事中の将来予測交通量による車線別の混雑度は、0.069～0.914 であり、円滑な交通処理が可能とされる目安 1.0 を下回るものと予測する。

なお、詳細な内容は資料編（資料 11-3、資-206 ページ参照）に示す。

表9.10.1-9 工所用車両の走行に係る交通混雑度の予測結果

予測地点 (交差点名)	流入断面	流入車線	予測時間帯	車線別の混雑度				
				将来一般 交通量	将来予測 交通量	増加量		
				①	②	③ = ② - ①		
交差点 A (南幸町二丁目交差点)	断面 a	左折・直進	8 時台	0.662	0.662	0.000		
		直進		0.069	0.069	0.000		
		右折		0.069	0.069	0.000		
	断面 b	左折・直進		0.456	0.456	0.000		
		右折		0.181	0.181	0.000		
	断面 c	左折・直進		0.877	0.914	0.037		
		直進		0.667	0.667	0.000		
		右折		0.506	0.506	0.000		
	断面 d	左折・直進		0.637	0.656	0.019		
		右折		0.865	0.877	0.012		
	交差点 B (柳町交差点)	断面 a		左折・直進	8 時台	0.439	0.439	0.000
				右折		0.069	0.069	0.000
断面 b		左折可	0.076	0.087		0.011		
		直進	0.366	0.366		0.000		
断面 c		左折・右折	0.306	0.421		0.115		
断面 d	直進・右折	0.451	0.459	0.008				
交差点 C (（仮称）西口さくら緑地前交差点)	断面 a	左折	17 時台	0.095	0.095	0.000		
		直進		0.321	0.373	0.052		
	断面 b	右折・左折		0.225	0.244	0.019		
断面 c	直進・右折	0.133	0.210	0.077				
交差点 D (シンフォニーホール前交差点)	断面 a	左折・直進	16 時台	0.573	0.573	0.000		
		右折		0.187	0.187	0.000		
	断面 b	左折・直進		0.304	0.304	0.000		
		直進・右折		0.304	0.304	0.000		
	断面 c	左折・直進		0.122	0.122	0.000		
		直進		0.122	0.122	0.000		
	断面 d	右折		0.184	0.184	0.000		
		左折・直進		0.353	0.360	0.007		
		直進・右折						

(イ) 環境保全のための措置

本事業では、地域交通への影響を低減するために次のような措置を講じる計画である。

a 工事用車両の走行に係る交通安全への影響

- ・工事用車両の出入口等には、交通整理員を配置し、歩行者等の安全確保及び交通事故防止に努める。
- ・工事用車両の運転者に対して、交通事故の多く発生している箇所や歩行者等の横断に配慮するよう指導等を行うといった交通安全教育を行う。
- ・登校時間帯には、工事用車両の走行台数が少なくなるよう配慮するなど、児童の安全確保に努める。

b 工事用車両の走行に係る交通流への影響

- ・工事用車両が特定の時間帯に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行うとともに、運行経路を指定する。
- ・通勤等に係る車両については、工事業者に相乗りを促進し、周辺への交通負荷を軽減する。



## (ウ) 評 価

工事用車両の走行に係る交通安全への影響に関しては、工事用車両の主要な走行ルートが川崎小学校区、南河原小学校区、幸町小学校区のほか、川崎中学校区、南河原中学校区に位置しており、一部が川崎小学校、南河原小学校及び幸町小学校の指定通学路となっている。また、工事用車両の主要な走行ルートについては、概ねマウントアップ、ガードポール等により歩車分離がなされており、横断歩道設置箇所には信号機が設置されている。さらに工事用車両の主要な走行ルートでは、交差点等において自動車による事故が発生している。これらのことから、工事用車両の主要な走行ルートにおいて歩行者に対する安全への配慮が必要になるものと予測する。

これに対し、本事業では、工事用車両の出入口等には、交通整理員を配置し、歩行者等の安全確保及び交通事故防止に努めるなどの環境保全のための措置を講じることにより、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

工事用車両の走行に係る交通流への影響に関しては、工事中の将来予測交通量による交差点需要率は0.179～0.629であり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率を下回るものと予測する。また、工事中の将来予測交通量による車線別の混雑度は0.069～0.914であり、円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ると予測する。

さらに、本事業では、工事用車両が特定の時間帯に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行うとともに、運行経路を指定するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

## 11 安全

### 11.1 火災、爆発、化学物質の漏洩等

計画地及びその周辺における過去の災害等の状況等を調査し、計画施設の稼働に伴い使用する危険物等が、周辺地域の安全確保に及ぼす影響について予測及び評価を行った。

#### (1) 現況調査

##### ア 調査項目

計画施設の稼働に伴い使用する危険物等による周辺地域への安全確保に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査した。

- (ア) 過去の災害等の状況
- (イ) 気象の状況
- (ウ) 地形及び工作物の状況
- (エ) 周辺の土地利用等の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

##### イ 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

##### ウ 調査方法等

###### (ア) 調査期間・調査時期

###### a 過去の災害等の状況

類似事例として、既存の堤根処理センター及び市内の2施設（浮島処理センター、王禅寺処理センター）の過去3年間の火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等の災害等の状況を調査した。

###### b 気象の状況

調査期間は令和3年度とした。

###### c 地形及び工作物の状況

現地踏査は、令和5年7月6日（木）とした。

d 周辺の土地利用等の状況

「c 地形及び工作物の状況」と同様とした。

(イ) 調査方法

a 過去の災害等の状況

各処理センターが公表している「環境報告書」等の既存資料及びヒアリングにより把握した。

b 気象の状況

川崎市環境局ホームページ等の既存資料により把握した。

c 地形及び工作物の状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

d 周辺の土地利用等の状況

土地利用現況図及び都市計画図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

e 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容を整理した。

- ・「消防法」
- ・「高圧ガス保安法」
- ・「労働安全衛生法」
- ・「毒物及び劇物取締法」
- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律」
- ・「川崎市火災予防条例」
- ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

エ 調査結果

(ア) 過去の災害等の状況

市内の各処理センターでの災害等の状況(令和元年度～令和3年度)は表 9.11.1-1(1)～(3)に示すとおりである。

災害等の発生状況としては、堤根処理センターで年間4～6件、浮島処理センターで年間7～17件、王禅寺処理センターで年間2～14件となっており、その内容としては、

薬剤・薬品等の漏れ、計測機器・機器の不良、ごみピット火災、設備トラブルによる緊急埋火等であった。これらについては、既に是正措置及び再発防止対策を完了している。

表 9.11.1-1(1) 堤根処理センターにおける過去の災害等の状況

(処理能力：600 t /24h (300t×2 炉)、昭和 54 年竣工)

年 度	件数	緊急時の概要	措置の概要
令和元年度	4	薬剤・薬品等の漏れ	是正措置及び再発防止策を実施完了
令和2年度	5	薬剤・薬品等の漏れ 設備トラブルによる緊急埋火	
令和3年度	6	薬剤・薬品等の漏れ 設備トラブルによる緊急埋火	

表 9.11.1-1(2) 浮島処理センターにおける過去の災害等の状況

(処理能力：900 t /24h (300t×3 炉)、平成 7 年竣工)

年 度	件数	緊急時の概要	措置の概要
令和元年度	17	計測機器・機器の不良 バンカー火災 設備トラブルによる緊急埋火	是正措置及び再発防止策を実施完了
令和2年度	7	薬剤・薬品等の漏れ 計測機器・機器の不良 ごみピット火災 設備トラブルによる緊急埋火	
令和3年度	11	計測機器・機器の不良 薬剤・薬品等の漏れ ごみピット火災 設備トラブルによる緊急埋火	

表 9.11.1-1(3) 王禅寺処理センターにおける過去の災害等の状況

(処理能力：450 t /24h (150 t×3 炉)、平成 24 年竣工)

年 度	件数	緊急時の概要	措置の概要
令和元年度	2	薬剤・薬品等の漏れ	是正措置及び再発防止策を実施完了
令和2年度	7	薬剤・薬品等の漏れ 計測機器・機器の不良 設備トラブルによる緊急埋火	
令和3年度	14	薬剤・薬品等の漏れ 計測機器・機器の不良 設備トラブルによる緊急埋火	

(イ) 気象の状況

気象の状況は、「第7章 1 (1) 気象の状況」(97 ページ参照) に示したとおりである。

(ウ) 地形及び工作物の状況

計画地及びその周辺は、概ね平坦な地形となっている。

また、計画地には既存の堤根処理センターが存在しており、計画地近傍には、北西側及び北東側の一部に戸建住宅や中層住宅がみられるほか、鉄道や余熱利用市民施設が存在している。

(エ) 周辺の土地利用等の状況

計画地の周辺の土地利用をみると、住宅用地、集合住宅用地のほか、業務施設用地や学校等の文教・厚生用地など、様々な土地利用がなされている。

(オ) 関係法令等による基準等

a 消防法

本法律は、火災の予防、警戒、鎮圧により、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、火災・地震等の災害による被害を軽減することを目的としている。その中で、火災の予防、危険物、消防の設備、火災の警戒、消火活動等が規定されている。

本法律では、危険物の分類と指定数量を指定し、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）の位置、構造及び技術上の基準を定めている。

b 高圧ガス保安法

本法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、その製造、貯蔵、販売、移動等の取扱い及び消費などを規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、公共の安全を確保することを目的としている。

c 労働安全衛生法

本法律では、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。

d 毒物及び劇物取締法

本法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを



目的としており、販売、製造、取扱い、保管などを規制している。

- e 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）

本法律では、政令で指定された物質 354 種類を年間 1 トン（発がん性のある 12 物質については 0.5 トン）以上取り扱う事業所で、業種や従業員数などの要件に合致するものについて、その事業所を持つ事業者は、指定の物質の排出量・移動量を届け出ることが義務付けられている。

- f 川崎市火災予防条例

本条例では、消防法に基づく指定可燃物について、保有すべき空き地の幅や防火のための塀などの、貯蔵及び取扱いに関する基準を定めている。

- g 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

本条例では、化学物質の適正管理に関して、事業者の努力義務、化学物質の適正管理に関する措置及び特定化学物質の適正管理に関する指針が定められ、事業者の自主的取り組みを支援するために、管理体制の整備、情報の収集・整理、量等の把握、自主管理目標の設定などが規定されている。

- h 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、「人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理を図ること。」と定められている。

## (2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理を図ること。」と設定した。

### (3) 予測及び評価

#### ア 予測

##### (ア) 予測項目

危険物等に係る安全性の確保の程度とした。

##### (イ) 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地内とした。

##### (ウ) 予測時期

予測時期は、供用時において、計画施設の稼働が定常状態となる時期とした。

##### (エ) 予測条件・予測方法

###### a 予測条件

計画施設で取り扱う危険物等の使用計画、安全対策等は以下のとおりである。

###### (a) 危険物等の使用計画

###### ① 危険物

計画施設で取り扱う「消防法」に基づく危険物等の種類は、表 9.11.1-2 に示すとおりである。

表9.11.1-2 計画施設で取り扱う危険物等の種類と保管数量

使用施設	区分	分類	危険物種類	保管数量
ごみ焼却処理施設	危険物	第4類／ 第4石油類	油圧作動油	7,800 L
			潤滑油	2,500 L
		第4類／ 第2石油類	油圧作動油	500 L/基×2基
			灯油	13,950 L
		第4類／ 第3石油類	A重油	1,980 L
		指定可燃物	活性炭（下記合計）	8.6 t
	活性炭（脱臭装置用）		6.4 t	
	活性炭（有害ガス除去用）		2.2 t	
	消防活動阻害物質	劇物	アンモニア（25%）	5,000 L
	（消防法）貯蔵等の届出を要する物質	劇物	塩酸（35%）	3,000 L

###### ② 高圧ガス

計画施設では、「高圧ガス保安法」に基づく高圧ガスとして、アンモニアポンペの使用及び保管を行う。

③ 化学物質

計画施設は、「PRTR法」の特別要件施設（ダイオキシン類対策特別措置法に規定される特定施設）に該当する。対象物質であるダイオキシン類について、排出量・移動量の届出が必要となる。

④ 毒物及び劇物

計画施設では、「毒物及び劇物取締法」に基づく劇物として、アンモニア、塩酸の使用及び保管を行う。

(b) 安全対策

計画施設には、「消防法」等の法令に基づく自動火災報知設備、消火設備等の消防設備を設置する。また、危険物を取り扱う作業場では、「消防法」等に基づき万全の対策を講じる。

また、計画地内のはしご付消防自動車の進入スペースや、消防活動空地、連結送水管等については、「川崎市宅地開発指針」に準拠して確保し、消火活動を適切に行うことができるようにする。

さらに、既存の堤根処理センターでは表9.11.1-3に示す自衛消防組織を整備し、初期消火にあたる体制を確保している。なお、自衛消防組織は、施設の職員で組織しており、自衛消防隊長・副隊長をはじめ、消火係、避難誘導係、防護安全係などで構成されている。消火係の隊員は、必要に応じて焼却炉の安全な運転・停止等の対応を行う。

表9.11.1-3 自衛消防隊組織

隊長	副隊長	役割	隊員
所長	担当課長	指揮係	担当課長 技術係長
		通報連絡係	管理係長 EMS・研修担当係長 操作係長
		消火係	職員
		避難誘導係	
		防護安全係	
		救護係	
		搬出係	
装備係			

(c) 安全に係る組織体制

既存の堤根処理センターでは、「労働安全衛生法」及び「清掃事業における安全衛生管理要綱」に基づき、図 9.11.1-1 に示すとおり、安全衛生管理体制を整備している。また、川崎市環境局では、災害や事故の防止を図り、安全かつ健康に働ける職場環境の形成を目指して活動するため、「環境局労働安全衛生管理基本計画」を策定している。

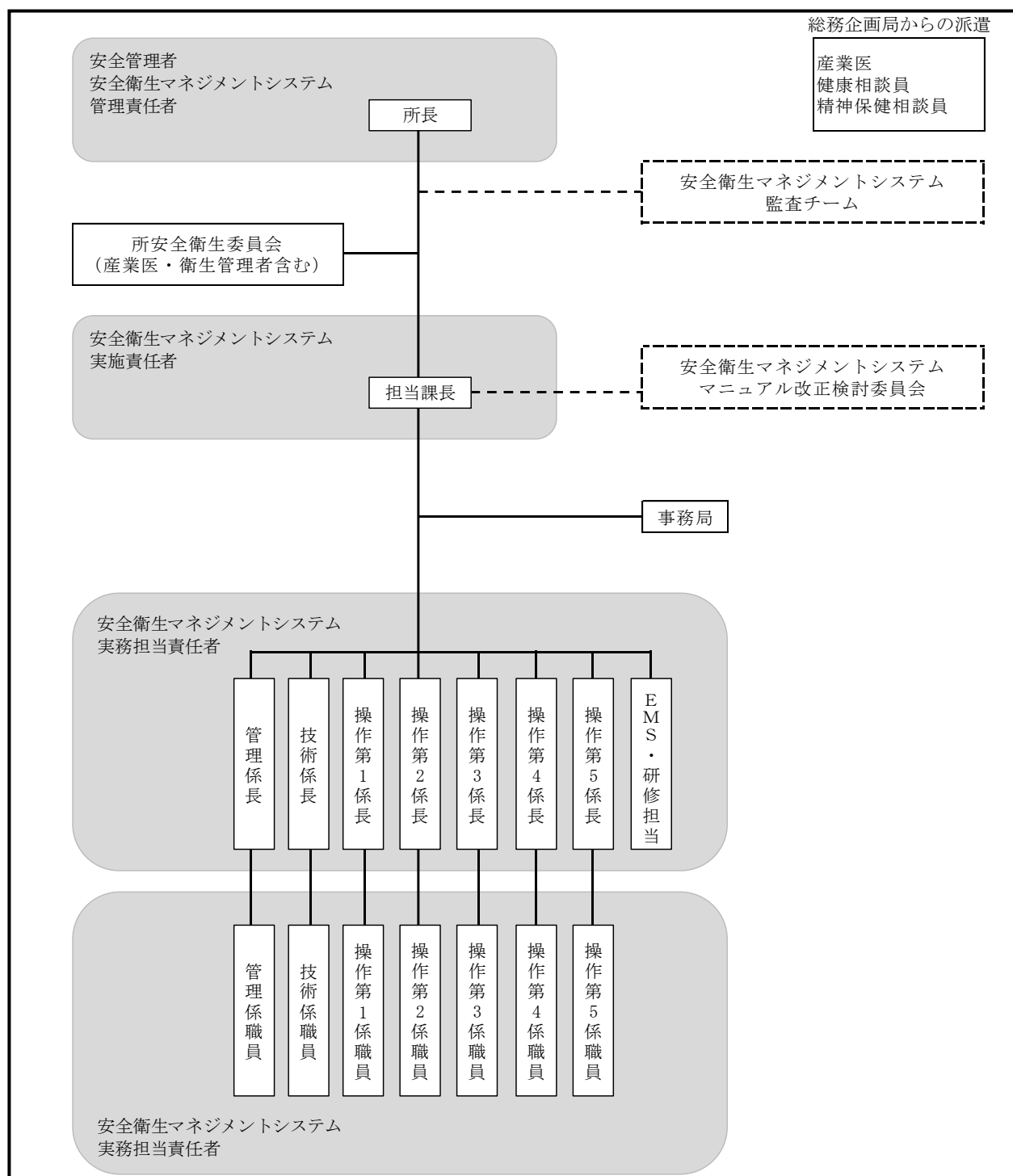


図9.11.1-1 安全に係る組織体制

#### (d) 教育・防災訓練

既存の堤根処理センターでは、安全確保の観点から次の教育訓練を行い、職員の防災に対する意識を徹底している。

- ・消火訓練
- ・避難誘導訓練
- ・非常時連絡訓練
- ・労働安全衛生向上のための訓練

#### (オ) 予測方法

類似事例（現状の取組事例）から推定する方法とした。

#### (カ) 予測結果

計画施設では、関係法令等に基づき、使用・管理について安全対策を講じるとともに、適切な防災体制を確立する計画としている。また、同様な安全対策を講じている既存の堤根処理センター及び市内の各処理センターでは、緊急事態及び事故に対し適切な対応及び措置を講じており、安全に関する重大な事故等は生じていないことから、事故防止及び安全管理が確保されるものと予測する。

### イ 環境保全のための措置

計画施設の稼働に際しては、安全確保のために、以下に示す環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・安全確保のための組織体制を継続して維持するとともに、各物質の有害危険性や緊急時の対応などについて、職員に対する教育・訓練を徹底する。
- ・緊急時の対応など、ISO14001に適合した環境マネジメントシステムを構築し、運用する。

### ウ 評価

計画施設では、危険物等を取り扱うことから、関係法令等に基づき、使用・管理について安全対策を講じるとともに、適切な防災体制を確立する計画としている。また、同様な安全対策を講じている既存の堤根処理センター及び市内の各処理センターでは、緊急事態及び事故に対し適切な対応及び措置を講じており、安全に関する重大な事故等は生じていないことから、事故防止及び安全管理が確保されるものと予測する。



さらに、本事業では、安全確保のための組織体制を継続して維持するとともに、各物質の有害危険性や緊急時の対応などについて、職員に対する教育・訓練を徹底するなどの環境保全のための措置を講じることから、人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理が図られるものと評価する。